

住宅確保要配慮者の区分

区 分	根拠規定	
低額所得者（月収 15 万 8 千円以下）	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 2 条	
被災者（発災後 3 年以内）		
高齢者		
身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者		
子ども（高校生相当以下）を養育している者		
外国人		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 第 3 条
中国残留邦人		
児童虐待を受けた者		
ハンセン病療養所入所者等		
DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者		
北朝鮮拉致被害者		
犯罪被害者等		
保護観察等対象者		
生活困窮者		
国交大臣が指定する災害の被災者		
妊婦のいる世帯	静岡県賃貸住宅供給促進計画 1. (1)	
海外からの引揚者		
新婚世帯		
原子爆弾被爆者		
戦傷病者		
児童養護施設等退所者		
LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）		
UIJターンによる転入者		
住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者		